公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 桃谷高等学校 | １　行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 0.90㎡ | 空調室外機設置 | 2,300円 | （注１）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 4.43㎡ | 空調室内機設置 | （注２）29,810円 | （注１）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | ２台 | 自動販売機設置 | 1,320,000円 | （注３）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、許可期間が「令和５年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。（注２）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「28,380円」のまま放置されていた。（注３）公有財産台帳では、許可期間が「令和４年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。　また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 0.79㎡ | 照明器具設置 | 免除 | 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 76.22㎡ | 照明器具設置 | 免除 | 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |

２　行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 承認数量 | 目的 | 承認期間 |
| （注１）土地 | （注２）３本 | 道路標識設置 | （注３）令和４年４月１日から令和９年３月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、種別が「建物」として登載されていた。（注２）公有財産台帳では、承認数量が「４本」のまま放置されていた。（注３）公有財産台帳では、承認期間が「平成29年４月１日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月１日から令和７年１月31日まで）